

秘密保持確認書

.....（以下「甲」という。）と川崎市（以下「乙」という。）は、甲が長尾3丁目土地等活用事業における事業者選定に係る公募が今後実施される際に応募提案を検討すること（以下「本目的」という。）を目的として、乙がこの確認書の提出を条件に開示する資料の秘密情報の取扱いにおける以下の各号について、確認した。

- （1）甲は、秘密情報を善良なる管理者の注意を以て秘密として保持かつ管理し、本目的の遂行に携わる必要最小限の役員、従業員又は乙が事前に同意した協力者に限って取り扱わせるものとし、それ以外の第三者に開示、提供又は漏洩しない。
- （2）甲は、秘密情報を乙の書面による事前の承諾無く本目的以外に使用しない。
- （3）甲は、秘密情報の複製を禁止する乙の要請のない場合に限り、本目的に必要な数量に限って複製を行い、当該複製物も秘密情報として扱う。
- （4）甲は、本目的が終了したとき、本確認書が終了したとき又は乙からの指示のあったときには、秘密情報を記した書類その他の資料及びこれらの複製物等を直ちに甲の費用負担で乙に返却又は廃棄する。
- （5）万一、甲が上記に違反した場合には、乙と協議の上、それによって乙が受けた損害を賠償する。
- （6）但し、次に該当することを証明できるものは、秘密情報から除外する。
 - （a）甲が乙から開示を受けた時点で、既に公知であったもの。
 - （b）甲が乙から開示を受ける前から、既に甲が適法に保有していたもの。
 - （c）甲が乙から開示を受けた後、甲の責めによらず公知となったもの。
 - （d）正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を課されることなく合法的に取得したもの。
- （7）本確認書は、本確認書の日付から1年間有効とし、本確認書に関する一切の訴訟の提起は、乙の所在地を管轄する裁判所に行う。

記

開示資料：別紙による

令和 年 月 日

甲

.....印

乙 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市

川崎市長 福田 紀彦 印